

No. 2 特別緑地保全地区の変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1329号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	寺家町居谷戸特別緑地保全地区	約 4.9ha	
旧	寺家町居谷戸特別緑地保全地区	約 2.5ha	

(内容)

寺家町居谷戸特別緑地保全地区は、青葉区北部、東急田園都市線青葉台駅の北約 3.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025 年度）に基づき、平成 30 年 11 月に策定した「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。また、平成 30 年 10 月に策定した「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」においても、まとまりのある樹林地をはじめとした緑の保全・創出を進めるとしています。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つであるこどもの国周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、横浜市の緑の 10 大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、令和 2 年 7 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1330号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	仏向町特別緑地保全地区	約 2.1ha	
旧	仏向町特別緑地保全地区	約 1.9ha	

(内容)

仏向町特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区中央部、相鉄本線上星川駅の南西約 1.1 キロメートル

に位置する郊外部のまとまりのある樹林地です。

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025 年度）に基づき、平成 30 年 11 月に策定した「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。また、平成 30 年 10 月に策定した「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」においても、まとまりのある樹林地をはじめとした緑の保全・創出を進めるとしてしています。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸の川島・仏向の丘地区に位置しており、仏向の丘を市中央部の緑の拠点として重点的に確保し活用するとしてしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、区内に残された緑地を次世代に継承するため、公園や特別緑地保全地区などの緑地保全制度により、地域や土地所有者の協力を得て保全するとしてしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 27 年 12 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1331号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	下永谷特別緑地保全地区	約 3.8ha	
旧	下永谷特別緑地保全地区	約 3.7ha	

(内容)

下永谷特別緑地保全地区は、港南区北西部、市営地下鉄 1 号線下永谷駅の北約 1.4 キロメートルに位置する市街地に残るまとまりのある貴重な緑地です。

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025 年度）に基づき、平成 30 年 11 月に策定した「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。また、平成 30 年 10 月に策定した「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」においても、まとまりのある樹林地をはじめとした緑の保全・創出を進めるとしてしています。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、柏尾川流域の中流域に位置しており、孤立した樹林地、農地を保全するとともに、自然な水循環の形成を図るとしてしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」において、既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、緑地保存地区や特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進めるとしてしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 23 年 8 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と近接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。